

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
一般競争入札心得（建設工事/郵送による方式）

平成29年4月1日制定  
令和元年5月1日改定  
令和元年10月1日改定  
令和8年4月1日改定

（目的）

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が行う郵送による方式をとる建設工事の一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、法人が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は工事費内訳書の内容を開示してはならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を書留郵便で、入札公告に指定の宛先に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

（1）前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者

（2）公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消された者

（3）前2号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をした者又はするお

それがあると認められる者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、契約事務取扱規程第9条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を法人に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けるため契約を締結しない場合

(郵便入札の方法)

第6条 郵便により入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。
- (2) 入札書に記載する日付は、開札日とする。
- (3) 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- (4) 工事費内訳書の提出を義務付けた入札については、入札書の提出に際して、当該入札金額の根拠となる工事費内訳書（表紙を含む）を提出しなければならない。
- (5) 入札書は封かんしなければならない。この封筒の表に入札者の所在地及び商号又は名称並びに案件名を記入し、押印（裏面割印）をしなければならない。
- (6) 入札書を入れた封筒、入札参加資格確認結果通知（写）、工事費内訳書の提出を義務付けた入札については工事費内訳書を表封筒（以下「封書」という。）に入れ、書留郵便で、入札公告に指定の宛先に提出しなければならない。持参又は電送による提出は認めない。

(郵便入札の提出期限)

第7条 郵便による提出期限は、入札説明書等で別途定める。

(入札の執行・立会い)

第8条 開札は、入札執行の日時及び場所において、あらかじめ法人が選定した指名入札立会人2者と当該入札事務に関係のない法人職員の立会いの上、行うものとする。

2 指名入札立会人の選定方法は、非公開とする。

3 指名入札立会人は、やむを得ない場合を除き、辞退することができない。やむを得ず

辞退する場合は、開札日の前日までに理由を明記した書面を法人に郵送（書留郵便）により提出するものとする。

- 4 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。この場合、開札前日までに法人に立会希望の旨を連絡した上で、別に定める「入札立会申込書」に必要事項を記入し当日会場へ持参すること。ただし、入札会場への入室は各入札参加者1名のみとする。

（入札の辞退）

第9条 入札参加者は、入札書等の郵送前であれば、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を速やかに法人に郵送（書留郵便）により提出するものとする。持参又は電送による提出は認めない。

- 3 入札公告にて指定した場所・期限までに入札書が到着しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

- 4 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換えまた撤回することはできない。

（入札の取り止め等）

第11条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、法人が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により法人が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）

第12条 開札の結果は、落札者に通知するとともに法人のホームページ上で公表する。

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に到達しない入札
- (3) 入札参加資格確認結果通知書（写）を欠く入札
- (4) 入札書及び入札書封筒に記名押印がない入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一の入札について、2 以上の入札をした入札
- (8) 工事費内訳書を義務付けた入札について、工事費内訳書（表紙を含む）を提出しなかった者のした入札
- (9) 提出された工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならぬとした入札において、異なる価格でした入札
- (10) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失格）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当した入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格の入札
- (2) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者の入札
  - ① 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者の入札
  - ② 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者の入札
  - ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者の入札
  - ④ 法人及び設置団体との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者の入札

（落札者の決定）

第 15 条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札となるべき最低の価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、該当しない場合は、当該入札事務に関係のない法人職員にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

（契約保証金等）

第 16 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供を持って契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 法人が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する、金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(1) 落札者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結したとき

(2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結したとき

(契約書の締結等)

第17条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。

3 落札者が前2項に定める契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第14条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しない場合がある。

5 前項の規定により契約を締結しないときは、第5条第2項に定める違約金を法人に支払わなければならない。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(郵送の事故)

第19条 郵送の事故により、入札公告等にて指定された場所・期限までに入札書が到着しなかった場合、法人は一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第20条 入札手続に際しては、すべて法人の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この心得は、元号改正に伴う様式の規定について、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この心得は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この心得は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(入札書封筒)

(表)

|       |                          |    |        |
|-------|--------------------------|----|--------|
| 入札書   |                          |    |        |
| 入札日時  | 令和〇〇年〇〇月〇〇日              | 午〇 | 〇〇時〇〇分 |
| 案 件 名 | 〇〇〇〇の工事                  |    |        |
| 入 札 者 | 〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇<br>株式会社〇〇〇〇 |    |        |
| 代表者   | 〇〇                       | 〇〇 | 印      |

(裏)

|    |
|----|
| 割印 |
|----|

(表封筒)

大阪府〇〇市〇〇 〇丁目〇・〇

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

入札・契約担当 宛

〔入札書等在中〕

入札日 令和〇年〇月〇日

案件名 〇〇〇〇の工事

入札者 株式会社〇〇

代表者 〇〇〇〇

※1 入札書封筒1通、入札参加資格確認結果通知書（写）、工事費内訳書の提出を義務付けた入札については工事内訳書を同封すること。

※2 〔入札書等在中〕と朱書きし、親展で提出すること。